

# コロナ下における 学校カリキュラムを問いなおす

— 学校行事・特別活動・総合学習の事例から —

## ■ 日時

2021年9月18日(土)

14:00-15:30

ZOOM  
オンライン会議

## ■ スケジュール

- |       |   |
|-------|---|
| 進行    | 井戸川豊、間瀬茂夫(広島大学)                             |
| 趣旨説明  | 広島大学 間瀬茂夫                                   |
| 事例報告1 | 「なぜ合唱祭を中止しなかったか」<br>広島大学附属小学校 梅比良麻子         |
| 事例報告2 | 「コロナが浮き彫りにした学校行事や部活動の本筋」<br>島根県立安来高等学校 広戸茉里 |
| 指定討論  | 「学校行事と特別活動の現状と課題」<br>愛媛大学 白松 賢              |

# スケジュール

14:00-14:10 趣旨説明 間瀬茂夫 (広島大学)

14:10-14:30 事例報告1

「なぜ合唱祭を中止にしなかったか」

広島大学附属小学校 梅比良麻子先生

14:30-14:50 事例報告2

「コロナが浮き彫りにした学校行事や部活動の本筋」

島根県立安来高等学校 広戸茉里先生

14:50-15:10 指定討論

「学校行事と特別活動の現状と課題」

愛媛大学 白松 賢先生

15:10-15:30 協議とまとめ

# 本セミナーの趣旨

- ・ 学校行事、特別活動、総合学習…コロナ以前から働き方改革の名の下に見直しが行われていたが、コロナ禍にあってこれらの教育活動は延期・中止を余儀なくされ、それは今も続いている。学校の持つ創造性を衰退させないために、今学校カリキュラムを問い直したい。

## 本セミナー企画担当者

井戸川豊…造形芸術  
小山正孝…数学教育  
間瀬茂夫…国語教育  
三好美織…理科教育  
川口広美…社会科教育

専門領域  
= 教科教育

なぜ学校行事・特別活動・総合学習をテーマとしたか？

# …企画担当者の一人が附属小学校の校長を兼務

## 教育行政の通知①

### —文部科学省—

#### 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

##### 1. 感染症対策の徹底

##### 2. 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

##### 3. 学校教育活動の継続

※公開されている文書です。

5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡  
令和3年5月14日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、5月16日から5月31日までを期間として、北海道、岡山県及び広島県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、5月16日から6月13日までを期間として、群馬県、石川県及び熊本県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）が変更されました。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な措置等を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

## **1.感染症対策の徹底**

…このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

## **2.部活動の「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い活動」の制限等**

…一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところです。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなります。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

## **3.学校教育活動の継続**

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

**→ひとつひとつの教育活動、学校行事等について、実施・延期・中止を検討。その過程と結果にその学校の価値観が反映。**

# 教育行政の通知②—地方行政 H市の場合—

(令和3年5月10日付け文書) ※公開されている文書です。

## 令和3年度の水泳授業及び水泳部の活動の実施について(通知)

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁政策課学校体育室及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課から「学校の水泳授業における感染症対策について」(以下「事務連絡」という)について事務連絡がありました。

本市においては、新型コロナウイルス感染者数が急増し、児童生徒の中にも感染が拡大している状況を踏まえ、市立学校における水泳授業(プール活動)及び部活動の実施について検討を行ない、下記の通りとしますので、適切に対応してください。

### 記

**1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校(沼田高等学校普通科体育コースの専攻実技種目(水泳)は除く)及び中等教育学校について**

・ **令和3年度の水泳授業(プール活動)は中止とする。** なお、本年度の指導の内容は、令和4年度に移行して指導する。(文部科学省告示第百四号適用)

**→昨年度に続き、水泳学習は一律中止。**

# 教育行政の通知③—地方行政 H市の場合—

**感染拡大防止対策について(令和3年8月27日改正) ※公開文書**

## **3 部活動の実施について(マニュアルP56~59)**

緊急事態措置期間中の令和3年8月27日(金)から令和3年9月12日(日)は休止する。ただし、学校長の認める最小限の活動(学校体育団体主催大会や、最終学年の生徒の学校生活最後の大会の出場に向けた活動等)については、マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、短時間(1時間程度)での活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

## **4 学校行事等について**

- ・ 運動会、体育祭、文化祭(展示のみで、外部からの来校がないものを除く)については、**当面の措置として延期すること。**
- ・ 泊を伴う行事(野外活動、修学旅行等)については、**当面の措置として延期すること。**
- ・ 緊急またはやむを得ず行わなければならない行事以外は、当面の措置として延期すること。行事を実施する際には、感染症対策を十分に講じた上で実施すること。

**→5・6月の学校行事は、一律延期もしくは中止せざるをえなかった。**

# 問題提起

## ポストコロナ

- ・ 休校→子ども居場所が奪われる
- ・ 教科の授業が行われないこと→学力低下の懸念
- ・ **学校行事が延期・中止になること→ ?**

## コロナ以前

- ・ 学校行事 = 働き方改革における見直し（削減・縮小）の対象  
例）運動会…午前中のみ 宿泊学習…泊数削減

## 学習指導要領における学校行事（特別活動）の中で規定）

- 1 目標 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- 2 内容 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。
  - (1) 儀式的行事
  - (2) 文化的行事
  - (3) 健康安全・体育的行事
  - (4) 遠足・集団宿泊的行事
  - (5) 勤労生産・奉仕的行事

**→学校行事・特別活動が、延期・中止されることで、学習者・教師・保護者にとって失われるものは何か？何を守るべきか？**

# 私の仮説

「今月のことば 改めてポストコロナの学校教育を考える④— 1 日常の授業における創造と想像 —」 広島大学附属小学校学校教育研究会『学校教育』第1247号2021年7月号)

「**創造**」ということばは、芸術や、偉大な発明家、科学における天才的な発見をした人物と結びついて想起されやすい。しかし、ロシアの心理学者ヴィゴツキーは、**創造**が人間の日常的な行動の中に表れるものであると指摘する

(『子どもの想像力と創造』福井謙介訳、新読書社、一九七九年)。全ての人間の文化は、名も知れぬ人の**創造**によるものであり、それを生みだす源は、**想像力**にあるとも述べる。

→**教科学習にも関わる問題ではないか？**

